

令和8年4月22日
北沢総合支所地域振興課

職場内時計落下による事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和8年4月13日(月)午後0時40分頃
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 執務の休憩時間中において、世田谷区（以下「甲」という。）北沢総合支所地域振興課職員が休憩室の径30cmの壁掛け時計が傾いていたので椅子に上がって修正しようとしたが、壁のネジに掛かっている時計が外れてしまい、休憩中の乙の左前腕に落下した。また、時計のガラス部分が割れ、その破片により左手首付近の一部が切創となるとともに、靴の中にも入ったため靴は廃棄された。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 事故後の対応

- (1) 事故後、直ぐに湿布を乙に渡し応急措置をするとともに、怪我の程度について確認した。相手方とは、誠意をもって対応していく。
- (2) 職員に対しては、周囲状況をよく確認し、安全に十分配慮した行動をとるよう指導した。今後も事故の再発防止に向けて、職員への指導を継続的に行っていく。